

産業日本語研究会 特許文書分科会活動報告

特許文書の標準化に向けた取り組み

～特許文書品質特性モデル～

産業日本語研究会 特許文書分科会

谷川英和・岩永勇二・黒川恵・久保田真司・西澤恵美子・的場成夫・西出隆二・塩澤如正

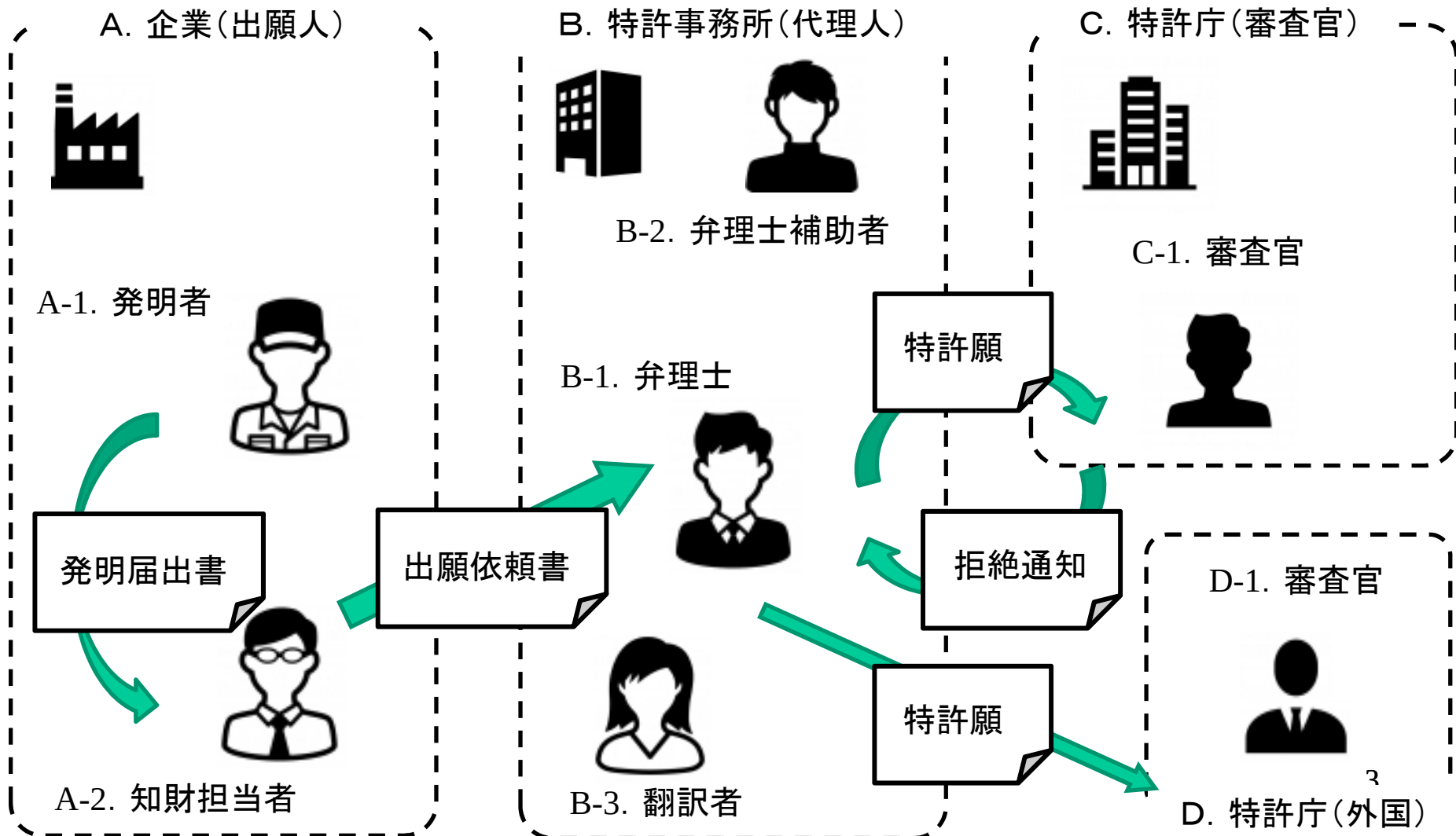
2023/2/9

目次

1. 背景
2. 特許文書品質特性の概要
3. 特許文書品質の学習用テキスト
4. 今後

1. 背景

自分の立場、シチュエーション等(ex.出願前の事務所、中間処理時、侵害訴訟時の競合企業等)によって、特許文書の評価は異なっている



1-1. 背景 (発明者と知財担当者)

発明者と、その発明者から届出書を受けた知財担当者との間では、**特許制度の理解度の違い**を主としたコミュニケーション・ギャップがある。

A. 企業 (出願人)



発明届出書

A-1. 発明者

A-2. 知財担当者



今回の発明には、 α という効果があるし、
 B という効果もあるんです。

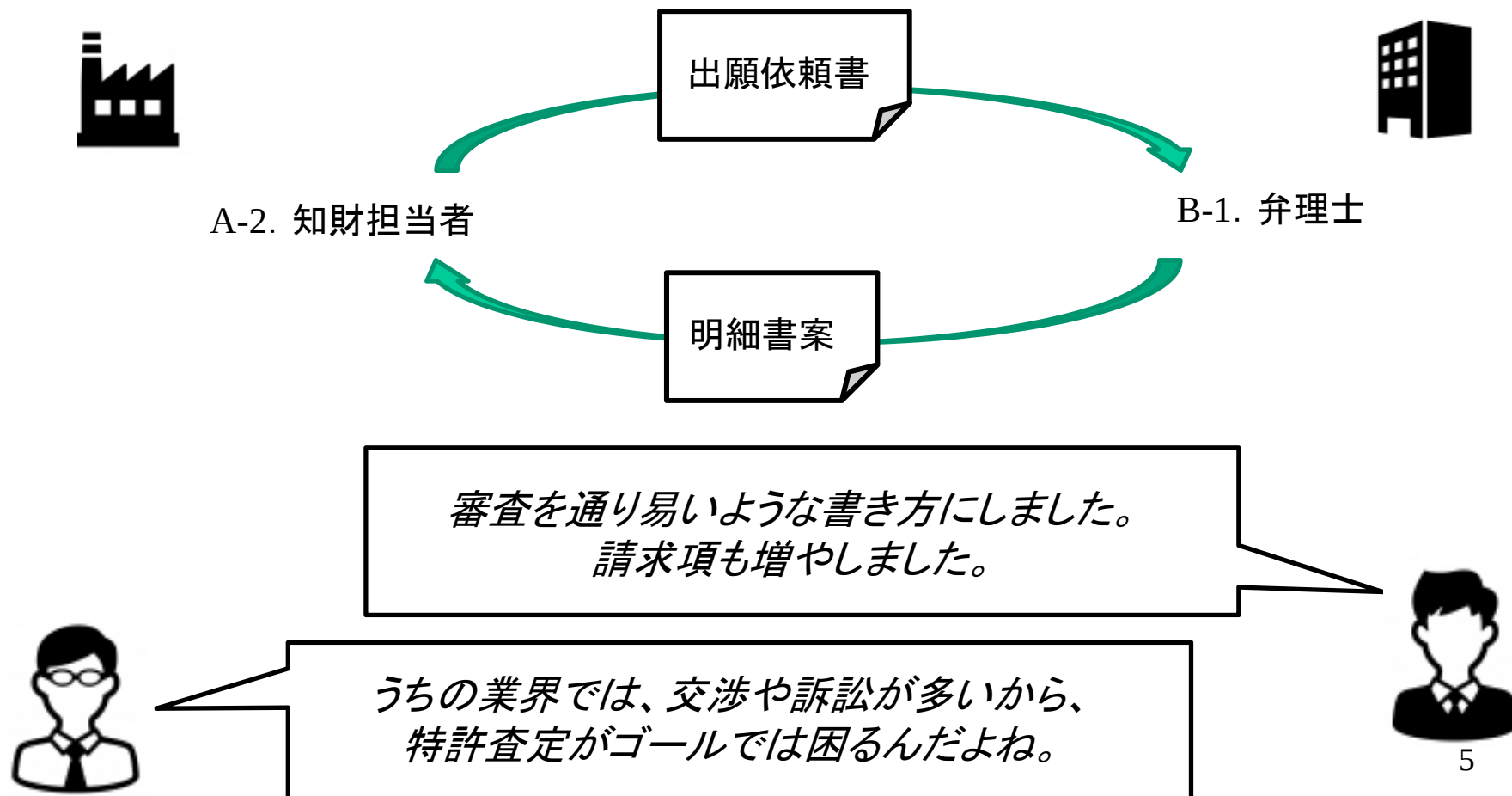
特許の書類は、発明の効果よりも、
その効果を生み出す構成の方が大事。
それに、社内用語は通用しないよ。



1-2. 背景 (企業と特許事務所)

企業の知財担当者と、代理人となる特許事務所との間では、
企業活動の理解度の違いを主としたコミュニケーション・ギャップがある。

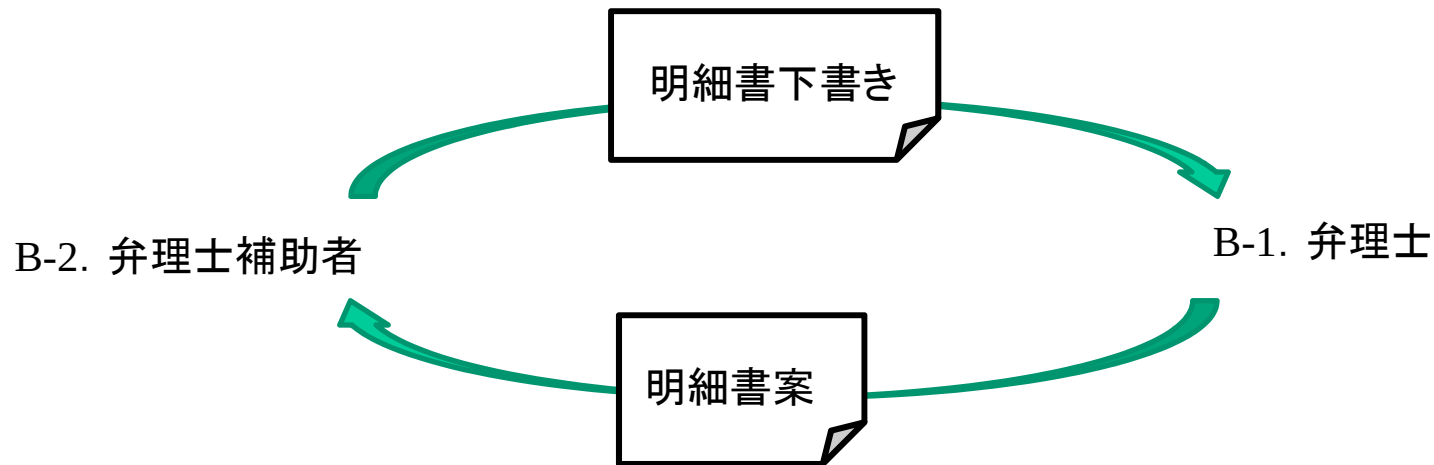
企業(A)と特許事務所(B)との関係



1-3. 背景 (特許事務所での上司部下)

特許事務所の弁理士と弁理士補助者との間では、**法的知識**や**実務経験の違い**を主としたコミュニケーション・ギャップがある。

特許事務所(B)での弁理士と補助者



キミの専門分野だから技術的な点は良いけれど、
権利範囲を狭めちゃう書き方を改めないと...

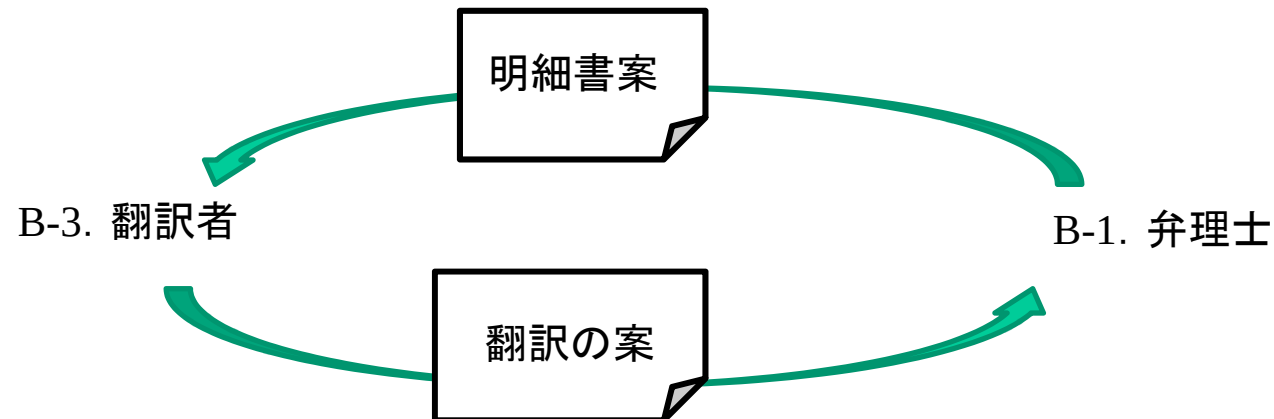
権利範囲が広いやら狭いやら指摘されるけど、
文体の好みの差だけのような気がしますけど...



1-4. 背景 (特許事務所での翻訳業務)

特許事務所の弁理士と翻訳者との間では、**法的知識**や**業界慣習**、**英語知識の違い**を主としたコミュニケーション・ギャップがある。

特許事務所(B)での弁理士と補助者



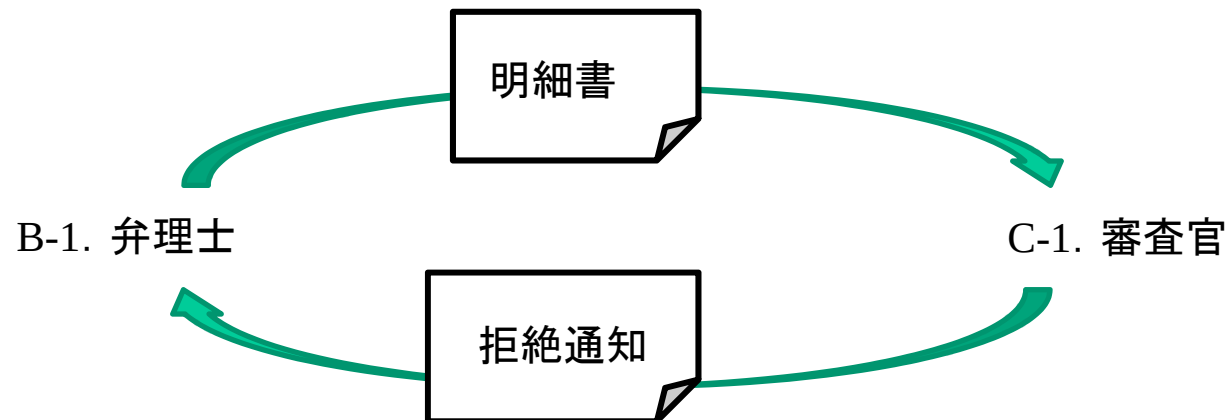
『本発明によれば、AによってBという効果を奏する』
って、主語がありません。主語は何ですか？

その指摘は最もなのですが、
この書き方は、業界での永年の慣習なんです。

1-5. 背景 (特許事務所と特許庁)

特許庁審査官と特許事務所の弁理士との間では、
技術常識の違いを主としたコミュニケーション・ギャップがある。

特許事務所(B)の弁理士と特許庁(C)の審査官



『物質Aを摂氏200度以上で熱する』とありますが、
何度以下なのか、特定されていないので不明確です。



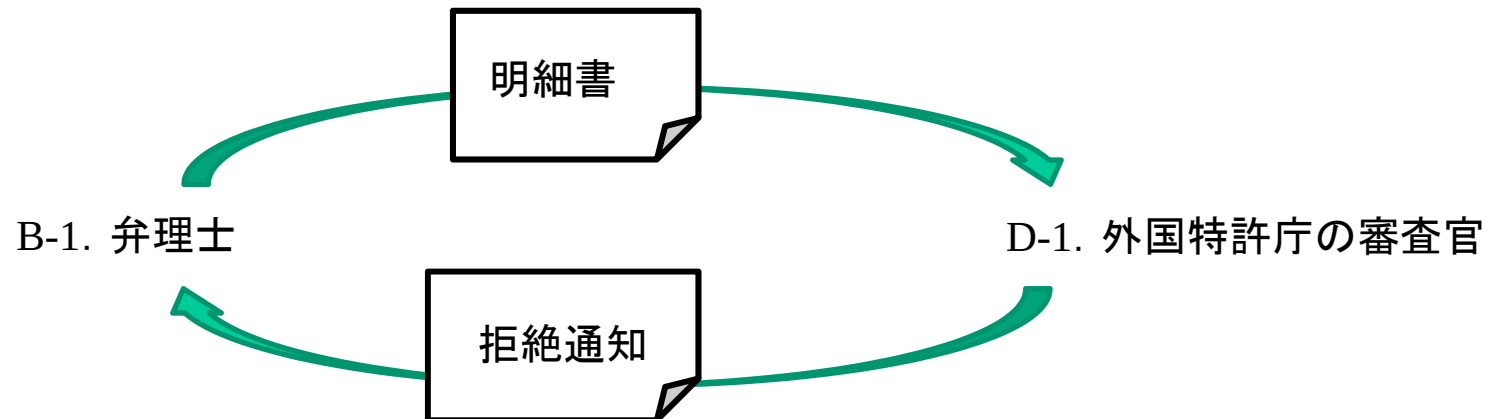
この技術分野で「熱する」とは、摂氏500度を超えて
熱することはないのが常識なので、不明確ではないはずです。



1-6. 背景 (特許事務所と外国特許庁)

特許事務所の弁理士と外国特許庁審査官との間では、**審査実務(の習熟度)**、**言語知識の違い**を主としたコミュニケーション・ギャップがある。

特許事務所(B)の弁理士と 外国特許庁(D)の審査官



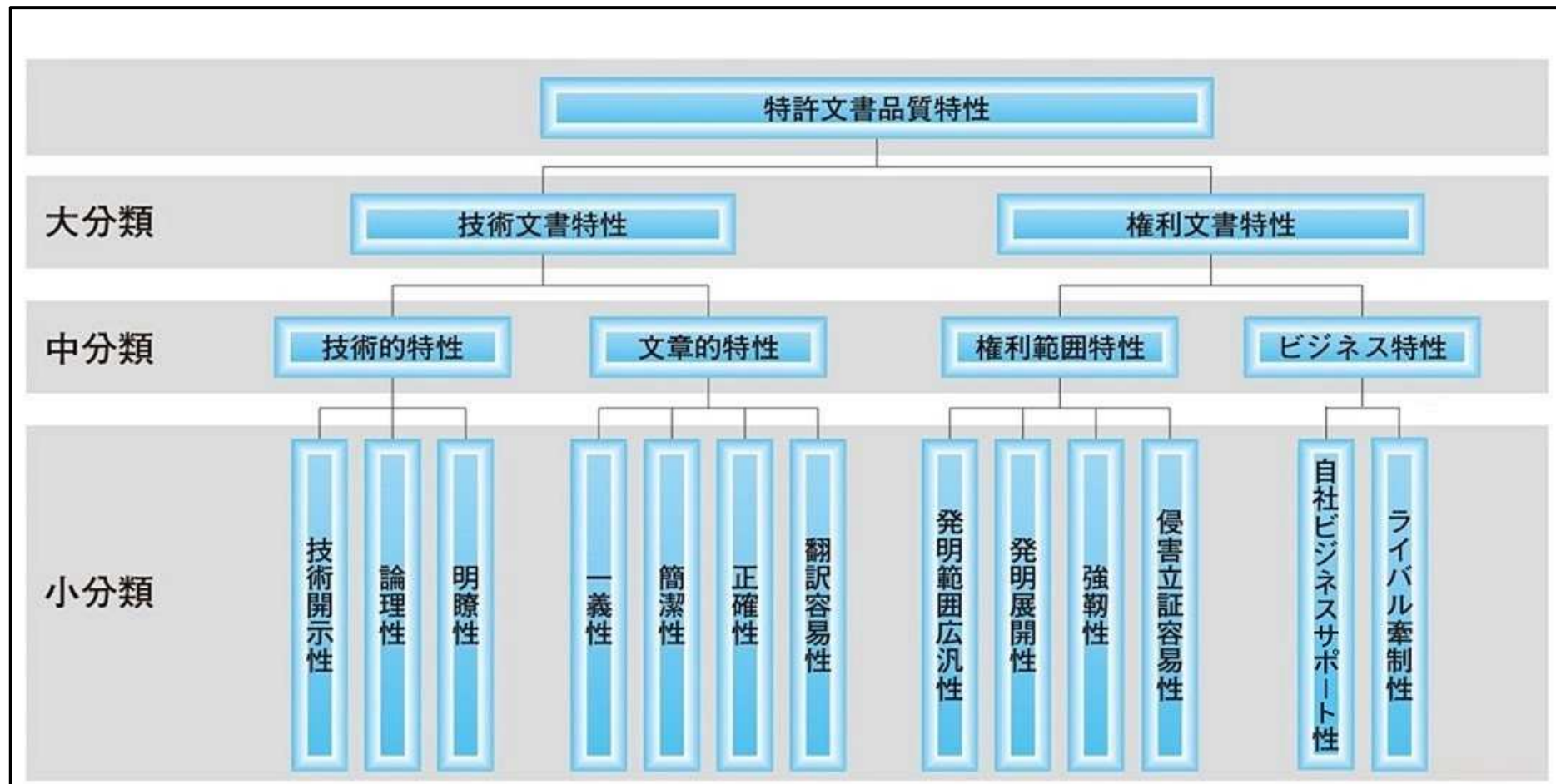
『複数のギアを備え、前記のギアは、...』とあるが、
「前記のギア」は複数なのか、一つなのか不明確です。

日本語だけなら「前記のギア」とすれば、「複数のギア」を指す
けれど、英語になったら、確かに不明確になってしまうなあ...



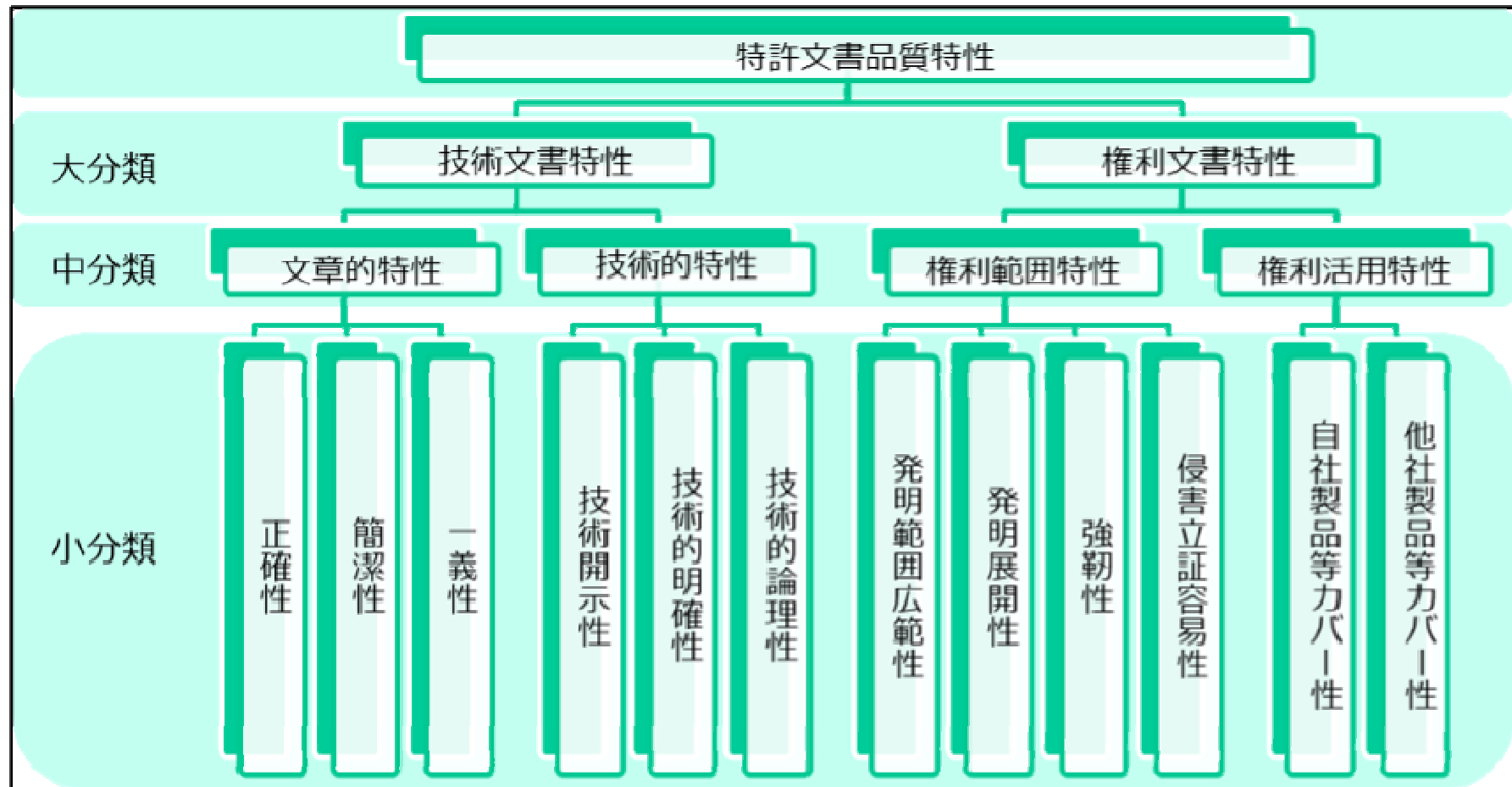
2. 特許文書品質特性の概要(1)

旧特許文書品質特性



2. 特許文書品質特性の概要(2)

新特許文書品質特性



2. 特許文書品質特性の概要(3)

特許文書品質特性			各特性の説明	評価対象の単位		
大分類	中分類	小分類		単語(品詞)	一文	文章
技術文書特性	文章的特性	正確性	用語または文が文法的に正確である度合い。例えば、誤記が多いほど、主語の抜けが多いほど、用語の揺らぎの数が多いほど、評価は低くなる。	○	○	-
		簡潔性	文または文章が簡潔である度合い。例えば、単文率が少ないほど、並列的な記載の数が多いほど、評価は低くなる。	-	○	○
		一義性	用語または文が一義的に捉えられる度合い。例えば、多義的に解釈され得る用語または文が多いほど、評価は低くなる。	○	○	-
	技術的特性	技術開示性	特許請求の範囲に記載された発明が十分に説明されている度合い。なお、サポート要件、実施可能要件を満たす度合いとも言える。例えば、特許請求の範囲を構成する用語の技術的意義、構成と作用と効果が十分に説明されていないほど、実施例や変形例が不十分であるほど、評価は低くなる。	-	-	○
		技術的明確性	発明が技術的に分かりやすく明確に説明されている度合い。例えば、構成と作用と効果の記載が不十分であるほど、上位概念の用語または造語に対して、具体例が少ないほど、評価は低くなる。	-	-	○
		技術的論理性	発明が技術的に論理的に説明されている度合い。例えば、次の場合は、評価が低くなる。①クレームと明細書のストーリーとの技術的因果関係が不明確である、②従来技術、課題、解決手段、効果のストーリーの筋が通っていない、③実施例の技術説明に論理的な誤りが多い。	-	-	○
権利文書特性	権利範囲特性	発明範囲広範性	権利範囲の広さの度合い。例えば、想定している先行技術との関係で、特許請求の範囲に無用な限定が多いほど、評価が低くなる。評価対象は、通常、独立請求項であり、用語の抽象度が低いほど、評価が低くなる。	○	○ (単一請求項を前提)	-
		発明展開性	発明が十分に展開されている度合い。請求項(クレームツリー)の階層構造が浅いほど、請求項のカテゴリの数が少ないほど、また実施例及び変形例が少ないほど、評価が低くなる。	-	-	○ (複数請求項を前提)
		強靱性	想定している先行技術との関係で、拒絶、無効になり難い度合い。例えば、明細書における背景技術の記載が不十分であるほど、請求項(クレームツリー)の階層構造が浅いほど、明細書において実施例や変形例が少ないほど、発明の構成・作用・効果が十分に記載されていないこと、評価は低くなる。	-	-	○ (複数請求項、複数実施例を前提)
		侵害立証容易性	侵害の立証が容易である度合い。例えば、用語の意義が不明確であるほど、その射程内の具体例が不十分であるほど、内部処理の記載が存在するほど、評価は低くなる。	-	○ (単一請求項を前提)	-
	権利活用特性	自社製品等カバリー性	現在、または将来に想定し得る自社製品や自社サービスをカバリーしている度合い。自社製品等との対比が必要。	-	-	○ (複数請求項、複数実施例を前提)
		他社製品等カバリー性	現在、または将来に想定し得る他社製品や他社サービスをカバリーしている度合い。他社製品等との対比が必要。	-	-	○ (複数請求項、複数実施例を前提)

3. 特許文書品質の学習用テキスト(1)

特許文書品質特性モデルの学習用テキスト（ α 版）を 産業日本語研究会HP (tech-jpn.jp)にて公開

(URL) <https://tech-jpn.jp/tokkyo-hinshitu-gakusyu-text/>

特許文書品質特性モデルの学習用テキスト

◎ 特許文書品質特性モデルの学習用テキストとは

特許の権利化、特許権の行使等を鑑みれば、特許請求の範囲、明細書等の特許文書の品質が重要となりますが、これまで、特許文書の「品質」についての研究や深い議論がなされた文献が見当たりませんでした。産業日本語研究会「特許文書分科会」では、特許文書の「品質」を標準化および定量化すべく、平成28年度より特許文書品質特性モデルについて検討を行い、この度、特許文書品質特性モデルの学習用テキストの α 版を公開いたしました（本ページ下部のダウンロードボタンよりダウンロード可能です）。

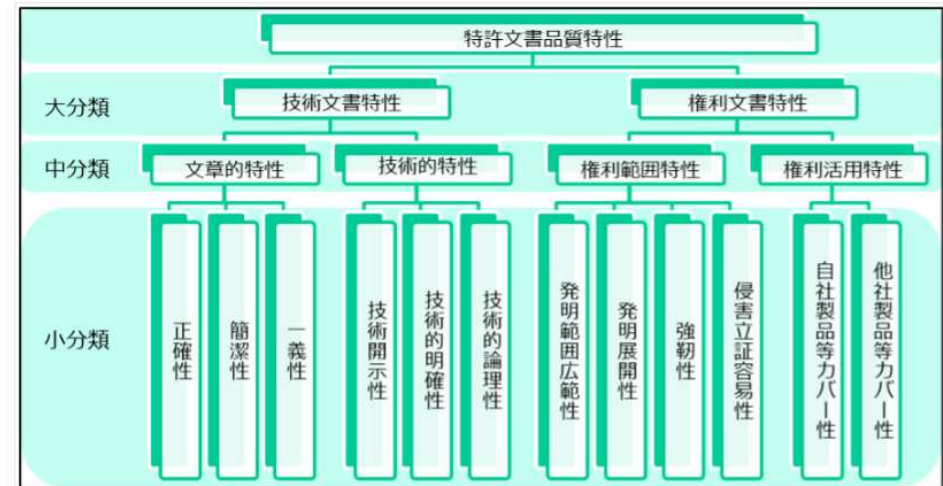
本学習用テキストでは、特許文書品質特性モデルの利用方法や、品質特性ごとの良例・悪例等について学ぶことができます。

より高品質な特許文書を作成するための自主学習や研修のテキストとして利用いただくなど、ご自由にご活用ください。また、当該テキストをより良いものとするため、皆様からのご意見を頂けると幸いです。

学習用テキストの目次

- 第1章 特許文書品質特性の背景
 - 第2章 特許文書品質特性の定義・概要
 - 第3章 分野別の特許文書品質特性の事例（悪例→良例）
（3. 1）機械 （3. 2）電気 （3. 3）化学 （3. 4）ソフト
 - 第4章 分野別のサンプル明細書と特許文書品質特性との関係
（4. 1）機械 （4. 2）電気 （4. 3）化学 （4. 4）ソフト
 - 第5章 特許文書品質特性の利用方法
 - 5. 1 特許文書特性の評価方法
 - 5. 2 定性的な評価方法
 - 5. 3 定量的な評価方法
 - 5. 4 特許文書の品質評価の場面
 - 第6章 演習課題（悪例を多く含むサンプル明細書に基づく）
（6. 1）機械 （6. 2）電気 （6. 3）化学 （6. 4）ソフト
 - 第7章 終わりに
- （付録）
サンプル明細書（（1）機械 （2）電気 （3）化学 （4）ソフト）

特許文書品質特性モデル



ダウンロード

ご意見はこちら

3. 特許文書品質の学習用テキスト(1)

目次

- 第1章 特許文書品質特性の背景
- 第2章 特許文書品質特性の定義・概要
- 第3章 特許文書品質特性の利用方法
 - 3. 1 特許文書特性の評価方法
 - 3. 2 定性的な評価方法
 - 3. 3 定量的な評価方法
 - 3. 4 特許文書の品質評価の場面
- 第4章 分野別の特許文書品質特性の事例(悪例→良例)
 - (4. 1)機械 (4. 2)電気 (4. 3)化学 (4. 4)ソフト
- 第5章 分野別のサンプル明細書と特許文書品質特性との関係
 - (5. 1)機械 (5. 2)電気 (5. 3)化学 (5. 4)ソフト
- 第6章 演習課題(悪例を多く含むサンプル明細書に基づく)
 - (6. 1)機械 (6. 2)電気 (6. 3)化学 (6. 4)ソフト
- 第7章 終わりに

- (付録)
- (A)特許文書品質チェックリスト(詳細版, 簡易版)
- (B)サンプル明細書((1)機械 (2)電気 (3)化学 (4)ソフト)

3. 特許文書品質の学習用テキスト(2)

～ 定性的評価 ～

特許文書品質のチェックリスト

書類名	特性名	✓	チェック項目
特許請求の範囲	発明範囲広範性		上位概念の用語が用いられているか？
			独立請求項に限定的な発明特定事項、限定的な用語が記載されていないか？
	発明展開性		特許請求の範囲において、多層的に請求項が構成されているか？
			必要な独立項を設けているか？。(例えば、コンビネーションの発明において、特許のある複数のサブコンビネーションの独立項が存在するか？)
	強靱性		必要とすべてのカテゴリーの請求項が記載されているか？
			請求項に含まれる文言が明瞭であり、実施の形態における文言との間に齟齬がないか？
	侵害立証容易性		請求項の中の用語及び実施例の用語が、通常の語義や業界において用いられている用語と齟齬がないか？
			一般に、物クレームは侵害立証容易性が高く、方法(製法)クレームは侵害立証容易性が低いことが考慮されているか？
	自社製品等カバリー性		発明特定事項を実施する主体が複数になっていないか？
			自社製品・自社サービスに対応した請求項、図面が存在するか？
	他社製品等カバリー性		自社製品・自社サービスに対応した用語が使用されているか？
			収益を守るための請求項が記載されているか？
	正確性		か？
			他社製品・他社サービスを表す用語と同一または近似した用語が使用されているか？
図面	正確性		用語が統一されているか？
			単数と複数とが明確であるか？
	一義性		指示詞(前記)が指す内容が明確であるか？
			多義的な用語が使用されていないか？
	技術的明確性		一般名称、専門用語が正しい意味で使用されているか？
			複数の各発明特定事項が他の発明特定事項と比較した相違点が容易に把握できるか？
	技術的明確性		図面が何を説明するためのものが理解できるか？
			図面が、どの実施形態の発明内容を説明するものが明確か？
	技術的明確性		図面中の指示・行為を示す要素(行為の方向を示す矢印や参照番号の引き出し線)が明確か？
			形状を正しく把握できる範囲で線の数を減らした、簡潔な図面であるか？
	技術的明確性		図面が、発明の理解を助けるアングルで描画されているか？
			説明の目的によっては、テクニカル図面ではなくデフォルメした図面を使用されているか(適度に拡大・縮小されているか)？
	技術的論理性		画像を掲載する場合、画像の内容が判別/判読できるものであるか(過度の縮小・画素数の間引きによる劣化は避けること)？
			明細書の説明を補足するための図面(フローチャートを含む)、図面参照番号が適切に作成されているか？
	自社製品等カバリー性		自社製品・自社サービスに対応した図面が存在するか？
	他社製品等カバリー性		他社製品・他社サービスと同一または近似した図面が存在するか？

明細書	正確性	用語が統一されているか？
		明細書中の符号と図面内の符号とが一致しているか？
	簡潔性	単数と複数とが明確であるか？
		指示詞(前記)が指す内容が明確であるか？
	一義性	冗長用語、冗長表現(例:制御を実行する)が使用されていないか？
		一文の長さは概ね100文字以下であるか？
	技術開示性	多義的な用語が使用されていないか？
		請求項の発明が、発明の詳細な説明に記載されたものであるか(36条6項1号、サポート要件)？
	技術的明確性	当業者が実施可能な程度に発明が記載されているか(36条4項1号、実施可能要件)？
		請求項に記載の発明特定事項(特に、発明のポイントとなる発明特定事項)の目的と効果が記載されているか？
	技術的論理性	実施形態の補足的説明(〇〇であってもよい等)が記載されているか？
		明細書の説明を補足するための図面、および図面参照番号が適切に作成されているか？
	侵害立証容易性	参照番号は適切につけられているか(発明特定事項の上下階層に誤解を生じさせないか)？
		発明の名称は、発明の内容を反映した名称となっているか？
	技術的明確性	複数の実施形態が存在する場合に、各実施形態の他の実施形態と比較した相違点が容易に把握できるか？
		複数の各発明特定事項が他の発明特定事項と比較した相違点が容易に把握できるか？
	技術的論理性	一般名称、専門用語が正しい意味で使用されているか？ 独自の用語、社内用語、造語、略語等は、定義が記載されているか。わかりにくい表現について、補助的な説明文が設けられているか(例:すなわち、つまり、等による独自の用語、社内用語、造語、略語、専門用語等は、一般的な名称と併記されているか？
		箇条書きや表組による表現を適切に使用しているか(例:実験データ等がある場合)？
	技術的論理性	必要な説明が離れた箇所にある場合、それを示唆する表現が使用されているか(例:〇〇については後述する)？
		背景、従来技術、課題、解決手段、効果等によるストーリーの筋が通っているか？
	技術的論理性	構成の説明順(上下関係)は、適切であるか(一般的には、「大枠から細部」へが好ましい)？
		請求項に記載の必須の発明特定事項(発明の本質)の目的と効果が明確に把握できるか？
	発明範囲広範性	明細書の文章全体の構成が明確に把握できるか？
		か？
	強靱性	明細書中に、発明特定事項の定義が限定的に記載されていないか？
		明細書中に、発明特定事項の作用効果が限定的に記載されていないか？
	侵害立証容易性	請求項に含まれる文言が明瞭であり、実施の形態における文言との間に齟齬がないか？
		請求項の発明特定事項、用語に対応する例示が、実施の形態で多く記載されているか？
	自社製品等カバリー性	請求項の中の用語及び実施例の用語が、通常の語義や業界において用いられている用語と齟齬がないか？
		請求項の発明特定事項、用語に対応する例示が、実施の形態で多く記載されているか？
	他社製品等カバリー性	自社製品・自社サービスに対応した用語が使用されているか？
		自社製品・自社サービスに対応した登録商標が、明細書中に記載されているか？
	他社製品等カバリー性	他社製品・他社サービスを表す用語と同一または近似した用語が使用されているか？
		先行技術の記載欄に、ライバル製品に関連した特許番号やそれに関連する記載があるか？
	他社製品等カバリー性	他社製品・他社サービスに対応した登録商標が、明細書中に記載されているか？
		他社製品・他社サービスに対応した登録商標が、明細書中に記載されているか？

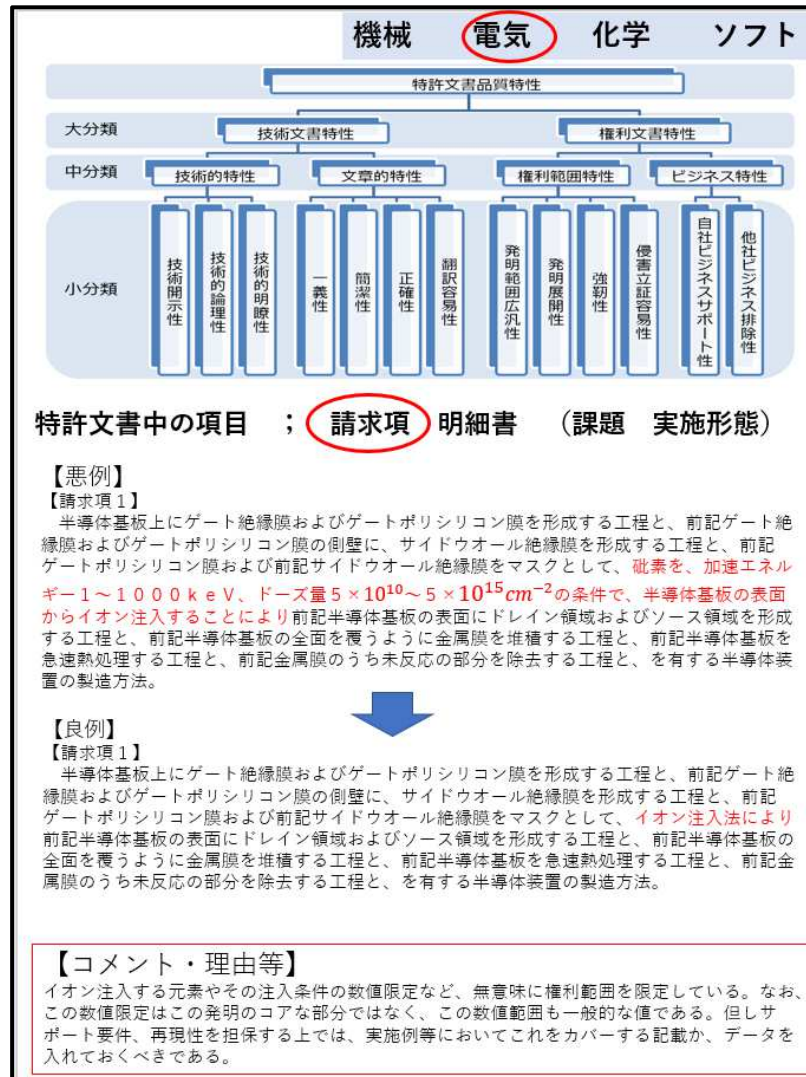
3. 特許文書品質の学習用テキスト(3) ～ 定量的評価 ～

特許文書品質の自動算出のために利用可能

小分類	パラメータ(パテントメトリクス)	
	数量	割合
正確性	・誤記・誤字・脱字の数 ・技術的誤りの数	・クレームと実施例との用語の統一率 ・図面用語、参照符号の統一率
簡潔性	・長文の数 ・複文の数	・冗長用語の使用率 ・能動態の使用率
一義性	・多義的な用語の数 ・多義的な文の数	・単文率 ・同一文章での同一助詞の使用率
技術開示性	・実施の形態の数 ・例示文の数	・実施例でサポートされている請求項の割合 ・請求項に規定した数値範囲をカバーするデータの度合い
技術的明確性	・造語の定義数 ・例示文の数	・請求項に規定の造語の内、本文に定義が記載されているものの割合 ・請求項の発明特定事項の内、本文に例示が記載されているものの割合
技術的論理性	・クレームツリーの枝にぶら下がっている請求項に番号飛びの箇所の数	・発明特定事項と効果が組として記載されている請求項の割合 ・請求項の発明特定事項の内、明細書に例示が記載されているものの割合
発明範囲広範性	・独立項の発明特定事項数 ・独立項の文字数	
発明展開性	・クレーム数 ・クレームツリーのネストレベル	
強靱性	・背景技術の先行文献数 ・明細書及び図面における実施例数	
侵害立証容易性	・格成分数	
自社製品等カバー性	・実施報償に関する情報、製品の売上情報等の自社固有の管理情報	
他社製品等カバー性	・契約情報	

3. 特許文書品質の学習用テキスト(4) ～ 良例・悪性 ～

4つの技術分野ごと、13の特性ごとに、特性の理解を促す「悪例・良例」の事例を作成



3. 特許文書品質の学習用テキスト(4) ～ 良例・悪性 ～

4つの技術分野ごと、13の特性ごとに、特性の理解を促す「悪例・良例」の事例を作成

機械 電気 化学 ソフト

特許文書品質特性

大分類
技術文書特性
権利文書特性

中分類
技術的特性
文章的特性
権利範囲特性
ビジネス特性

小分類

技術開示性

技術的論理性
技術的明瞭性
一義性
簡潔性
正確性
翻訳容易性
発明範囲広汎性
発明展開性
強靱性
侵害立証容易性
自社ビジネスサポート性
他社ビジネス排除性

特許文書中の項目；請求項 明細書（課題 実施形態）

【悪例】
【0029】
図2に戻って、顧客Xが顧客端末501に表示されている空車状況情報から空車Bを選択すると、顧客Xが空車Bを選択した旨の空車選択通知とともに、顧客Xの電話番号およびメールアドレスを含む顧客特定情報が、基地局101のサーバ105の仲介コネクション106へ送信され（ステップS605）、これが仲介テーブル107へ記入される。

↓

【良例】
【0029】
図2に戻って、顧客Xが顧客端末501に表示されている空車状況情報から空車Bを選択すると、顧客Xが空車Bを選択した旨の空車選択通知とともに、顧客Xの電話番号あるいはメールアドレスを含む顧客特定情報が、基地局101のサーバ105の仲介コネクション106へ送信され（ステップS605）、これが仲介テーブル107へ記入される。仲介コネクション106とは、顧客端末501と車載装置3とが情報を送受信する中継の装置である。仲介コネクション106は、例えば、クラウドサーバ、ASPサーバ等問わない。仲介テーブル107とは、顧客端末501と車載装置3とが情報を送受信するための情報が管理されるテーブルである。仲介テーブル107は、例えば、RDB、CSVファイル等であり、その構造は問わない。
なお、顧客特定情報とは、顧客を特定する情報であり、例えば、電話番号、メールアドレス、ID、顧客の端末のIPアドレス等のうちの1または2以上の情報である。

【コメント・理由等】
造語である「仲介コネクション106」「仲介テーブル107」の定義、および例示は記載しないと、技術開示性が低くなる。
「顧客Xの電話番号およびメールアドレスを含む」の「および」は不要な限定となり得る。

3. 特許文書品質の学習用テキスト(5)

特許文書内での各事例の位置を明示

【発明を実施するための形態】

【実施例】

【0018】

図1は、本発明のタクシー捕捉システム1の全体構成を示す図である。基地局101、車載装置301、および顧客端末501が、インターネットのネットワーク11に接続されている。

【0019】

車載装置301は、ハードウェアとしては基本的に通常のカーナビゲーションシステムであって、本システムのためのアプリケーションプログラムをインストールしたものである。顧客端末501は、ハードウェアとしては一般のスマートフォンやタブレット端末であって、本システムのためのアプリケーションプログラムをインストールしたものである。車載装置301と顧客端末501は、それぞれ衛星12によるGPS(Global Positioning System)を使用して、自分の位置情報を時々刻々把握している。

【0020】

図2は、本発明のタクシー捕捉システム1の全体の動作を示す図である。道路を走行している、タクシーの空車A、空車B、および空車Cのそれぞれの車載装置301は、自車の位置情報を、GPSにより常時更新取得して基地局101に送り(ステップS401～S403)、基地局101は、それぞれの最新の位置情報を空車位置データベース102に保持する(ステップS201)。

【0021】

また、基地局101の車両データベース103には、予め、本システムに登録しているタクシーの車両の属性情報が格納されている。車両の属性情報として、「ハイブリッド小型車」、「黒塗り中型車」、「7人乗りワゴン車」、「〇〇のエアロ仕様の新車」といった車両自体の特徴や、「30年間無事故無違反」、「江東区の裏道に強い」といった運転手の自己PRなどの情報が格納され、さらに、各車両の車載装置301のIPアドレスが格納されている。

【0022】

顧客Xが顧客端末501上でアプリケーションプログラムを起動する(ステップS601)と、顧客端末501が顧客Xの位置情報を取得し(ステップS602)、これを基地局101へ送信する(ステップS603)。すると基地局101は、顧客Xの周辺にいる空車A、空車B、および空車Cを空車位置データベース102から特定して、それらの位置情報を取得する(ステップS202)とともに、これらの車両の属性情報を車両データベース103から取得し(ステップS203)、さらに顧客Xの周辺の地図データを地図データベース104から取得し(ステップS204)、以上の情報およびデータを合成して空車状況情報を作成し(ステップS205)、顧客Xの顧客端末501へ送信する(ステップS206)。顧客端末501のアプリケーションプログラムは、受信した空車状況情報を、顧客端末501の表示部に表示する(ステップS604)。

【0023】

図4は、顧客Xの顧客端末501の画面502に表示される空車状況情報を示す図である。顧客Xが、表示されたビル街の地図の中心付近、大通りの歩道上にいる。顧客Xは、タクシーに乗りて地図の上方である北方向へ行くこととしているとする。

【0024】

顧客Xのいちばん近くにいるのは、空車Aである。しかし、空車Aは、大通りを顧客Xが行きたい方向と逆の南向きに進んでいるから、これをUターンさせて北向きへと方向を変えさせるには時間がかかると予想される。

【0025】

一方、空車Bは、顧客Xから比較的遠い位置にいるが、あと2ブロック足らずを東進してから一度左折すれば顧客Xの位置に到達できるから、顧客Xは、空車Bを呼び寄せるのがいちばん早く乗車することができる選択であると判断することができる。

【0026】

そして、顧客Xが1人で急いで大通りを北へ行きたいのであれば、画面下方の車両の属性情報に表示されているように、江東区の裏道に強い運転手(空車A)や、7人乗りワゴン車(空車C)である必要はなく、運転手に特徴が見られない小型車である空車Bで十分である。

→ 強靱性

→ 技術的
論理性
正確性

→ 簡潔性

→ 技術的
論理性
正確性

3. 特許文書品質の学習用テキスト(6)

～ 演習問題 ～

4つの技術分野ごとに、学習を促進する演習問題を作成

(3)第3問

特許文書の技術分野：機械 電気 化学 ソフトウェア

次の文章に対し、特許文書としての品質特性を高めるため、修正すべき箇所にアンダーラインを示せ。そして、文章の下方にある空欄へ修正例および修正の意図を記載せよ。

【0012】

第一の発明は、電源と、その電源から電気エネルギーを供給される前照灯と、その前照灯の光軸とほぼ直角をなす中心軸を周回するように配置された存在表示機能部材と、を備え、

前記の存在表示機能部材は、前記の前照灯が照らす方向とは別の方向へ配置された側方表示機能部材および後方表示機能部材を備え、

前記の側方表示機能部材および後方表示機能部材は、前記の前照灯とは異なる色彩の光を発光するように形成した照明装置に係る。

修正例

修正の意図

【回答例】

【0012】

第一の発明は、電源と、その電源から電気エネルギーを供給される前照灯と、その前照灯の光軸とほぼ直角をなす中心軸を周回するように配置された存在表示機能部材と、を備え、

前記の存在表示機能部材は、前記の前照灯が照らす方向とは別の方向へ配置された側方表示機能部材および後方表示機能部材を備え、

前記の側方表示機能部材および後方表示機能部材は、前記の前照灯とは異なる色彩の光を発光するように形成した照明装置に係る。

修正例

【0012】

第一の発明に係る照明装置(10)は、電源(14)と、その電源(14)から電気エネルギーを供給される前照灯(11)と、その前照灯(11)の光軸とほぼ直角をなす中心軸を周回するように配置された存在表示機能部材(20)と、を備える。

前記の存在表示機能部材(20)は、前記の前照灯(11)が照らす方向とは別の方向へ配置された側方表示機能部材(21)および後方表示機能部材(22)を備える。

前記の側方表示機能部材(21)および後方表示機能部材(22)は、前記の前照灯(11)とは異なる色彩の光を発光するように形成する。

修正の意図

一文は、長いものより短い方が簡潔である。簡潔な文章は誤解を与えにくく、また翻訳も容易である。本項は、課題を解決するための手段の記載であるが、特許請求の範囲を単にコピー＆ペーストするだけでなく、短文化することが好ましい。この過程で、構成要件の妥当性を再検討することもできる。翻訳も容易にすることからも好ましい。

3. 特許文書品質の学習用テキスト(6) ～ 演習問題 ～

4つの技術分野ごとに、学習を促進する演習問題を作成

63 化学 (1)第1問

特許文書の技術分野 ; 機械 電気 化学 ソフトウェア

次の文章うち、技術的明確性の観点で
「良い例」と考えられる方を選べ。

【 】

【請求項8】

前記アントシアニンの重量平均粒子径が100nm以下にナノ化されたものであることを特徴とする請求項1～7のいずれか1項に記載の視力回復用組成物。

【 】

【請求項8】

前記アントシアニンの粒子径が100nm以下にナノ化されたものであることを特徴とする請求項1～7のいずれか1項に記載の視力回復用組成物。

次の文章うち、技術的明確性の観点で
「良い例」と考えられる方を選べ。

【 】

【請求項8】

前記アントシアニンの重量平均粒子径が100nm以下にナノ化されたものであることを特徴とする請求項1～7のいずれか1項に記載の視力回復用組成物。

【 】

【請求項8】

前記アントシアニンの粒子径が100nm以下にナノ化されたものであることを特徴とする請求項1～7のいずれか1項に記載の視力回復用組成物。

【コメント・理由等】

「粒子径」とは、平均粒子径を指すのかどうか不明瞭でない。また、平均粒子径を指したとしても、重量平均粒子径や数平均粒子径などのどれを指すのかどうか不明瞭でない。

4. 今後

(1) 特許文書品質特性モデルの学習テキストの完成度を高める

(2) 特許文書品質特性モデルの普及に向けた方策の検討・実施

- ・弁理士会の新人研修での上記テキストの使用の打診
- ・知的財産教育協会等でのシンポジウムの開催(2023/3予定)
- ・日本知的財産協会等への講義・研修の打診
- ・**パテント、日本知財学会、知財管理、特許懇**などへの投稿
- ・**テキストの無料配布(冊子, PDF)**

(URL) <https://tech-jpn.jp/tokkyo-hinshitu-gakusyu-text/>